

健介保第 1553 号
平成 26 年 1 月 30 日

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

横浜市健康福祉局介護保険課長 星 信行

要介護認定調査委託料の支払い方法の変更について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度本市では、各区で行っている認定調査委託料の支払いについて、事務の効率化のため、平成 26 年度よりシステム化することとなりました。

つきましては、貴事業所におかれましては以下の点が変わりますので内容をご確認のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 変更内容

(1) 認定調査委託の年間契約を各区役所と結んでいる事業所

ア 毎月 8 日前後に、前月中に各区役所に返送いただいた調査済みの認定調査票について、対象者の請求書様式と内訳が各区役所から発送されます。内容をご確認のうえ、押印後、各区役所に返送ください。

イ 認定調査委託料が指定の口座に振り込まれましたら、通帳に「ヨコハマチョウサ〇」と印字されます。※〇には支払い元の区役所を表すアルファベット一文字が入ります。

(2) 認定調査委託の年間契約を各区役所と結んでいない事業所

調査委託契約前に各区役所から請求書様式が送られてきますので、内容を確認のうえ押印し、各区役所に返送ください。その後、調査済みの認定調査票を各区役所に返送されますと、請求書様式と内訳が各区役所から送られてきますので、そちらも内容をご確認の上、押印し、各区役所に返送ください。

2 開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以降の調査実施分から

3 その他

(1) 市内の事業所については、システム化準備のために口座情報をシステムに事前に登録する必要があるため、事業所の所在する区役所から口座振替依頼書をお送りします。お手数ですが必要事項を記入の上返送くださいますようお願いいたします。

(2) 上記 1 のイの通帳記載文字の変更については、認定調査委託の年間契約を各区役所と結ばれていない事業所については、平成 26 年 4 月 1 日時点では現行と変更はありません。

担当 健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
電話 045-671-4256
ファックス 045-681-7789